

低入札価格調査制度事務処理要領の一部改正の概要

公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図ることが一層重要となっています。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 23 年 8 月 9 日閣議決定）では、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格を適宜見直すこととされているところです。

これを踏まえ、国土交通省においては、平成 25 年 5 月 14 日付で低入札価格調査基準価格の算定のうち一般管理費等に係る部分の見直しが行われ 5 月 16 日より適用が開始されました。

また、5 月 16 日付で、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度連絡協議会モデル」についても、国土交通省と同様の見直しが行われたところです。

栃木県においても、平成 25 年 4 月 15 日以降に入札公告又は入札通知するものから、調査基準価格の算定方法を改正して運用が開始されているところです。

以上のことにより、壬生町においても、公共工事の品質確保や質の高い社会資本整備を進めるため、一定価格以上で受注できるよう国・県の見直しに対応するものであります。（当町においては、「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」に準じて定めております。）

改正の具体的内容は、調査基準価格及び基本調査における数値的判断基準（失格基準価格）を算定する基礎となる数値を変更するものです。

また、改正要領は、平成 25 年 7 月 1 日以降執行の入札から適用するものです。